

## 重度障害者支援加算及び特定事業所加算の対象者要件の拡充について 新旧対照表

改訂後	改訂前
<p style="text-align: right;">札幌第11号 令和6年(2024年)4月1日 <u>(令和6年(2024年)12月13日一部改訂)</u></p> <p>各関係事業所 管理者 様</p> <p style="text-align: right;">札幌市保健福祉局障がい保健福祉部 自立支援担当課長</p> <p style="text-align: center;"><b>重度障害者支援加算及び特定事業所加算の対象者要件の拡充について</b></p> <p>平素より、札幌市の障がい福祉行政に御理解と御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。</p> <p>さて、令和6年4月の報酬改定により、強度行動障がい等を有する障がい児者への支援体制を充実させるため、重度障害者支援加算及び特定事業所加算の対象者要件が拡充されることになりました。</p> <p>つきましては、令和6年4月以降、各加算の対象者要件は、以下のとおりとなりますので、御確認いただきますようお願い申し上げます。</p> <p style="text-align: center;"><b>記</b></p> <p>1～2 (略)</p> <p><b>3 加算対象者の確認方法</b> <u>(改訂時点で対応済みのため記載削除。)</u></p> <p>札幌市で加算対象者として認定した方については、受給者証の各サービスの「支給</p>	<p style="text-align: right;">札幌第11号 令和6年(2024年)4月1日</p> <p>各関係事業所 管理者 様</p> <p style="text-align: right;">札幌市保健福祉局障がい保健福祉部 自立支援担当課長</p> <p style="text-align: center;"><b>重度障害者支援加算及び特定事業所加算の対象者要件の拡充について</b></p> <p>平素より、札幌市の障がい福祉行政に御理解と御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。</p> <p>さて、令和6年4月の報酬改定により、強度行動障がい等を有する障がい児者への支援体制を充実させるため、重度障害者支援加算及び特定事業所加算の対象者要件が拡充されることになりました。</p> <p>つきましては、令和6年4月以降、各加算の対象者要件は、以下のとおりとなりますので、御確認いただきますようお願い申し上げます。</p> <p style="text-align: center;"><b>記</b></p> <p>1～2 略</p> <p><b>3 加算対象者の確認方法</b></p> <p>各区保健福祉部で認定事務を行った後、「1 対象の加算と対象サービスについて」の対象サービスを利用している方に対し、障害福祉サービス受給者証(以下、「受給者証」という。)を<u>4月下旬ごろ</u>に発送いたします。</p> <p>札幌市で加算対象者として認定した方については、受給者証の各サービスの「支給</p>

改訂後	改訂前
<p>量等」の欄に、下記のとおり記載しますので、個別に御確認ください。</p> <p>(1) 生活介護</p> <p>ア 重度障害者支援加算（Ⅰ） 重心</p> <p>イ 重度障害者支援加算（Ⅱ） 重度支援Ⅱ</p> <p>ウ 重度障害者支援加算（Ⅲ） 重度支援Ⅲ</p> <p>※ 重度障害者支援加算（Ⅱ）及び（Ⅲ）対象の障がい者で、行動関連項目の合計が18点以上の場合は、「重度支援18点以上」と併せて印字されます。</p> <p><u>(2) 施設入所支援</u></p> <p><u>ア 重度障害者支援加算（Ⅰ）</u> <u>特別医療、気管必要、重心</u></p> <p><u>イ 重度障害者支援加算（Ⅱ）</u> <u>重度支援Ⅱ</u></p> <p><u>ウ 重度障害者支援加算（Ⅲ）</u> <u>重度支援Ⅲ</u></p> <p><u>※ 重度障害者支援加算（Ⅱ）及び（Ⅲ）対象の障がい者で、行動関連項目の合計が18点以上の場合は、「重度支援18点以上」と併せて印字されます。</u></p> <p>(3) 短期入所 (略)</p> <p>(4) 共同生活援助 (略)</p> <p>(5) 行動援護 (略)</p> <p>4～5 (略)</p>	<p>量等」の欄に、下記のとおり記載しますので、個別に御確認ください。</p> <p>(1) 生活介護、<u>施設入所支援</u></p> <p>ア 重度障害者支援加算（Ⅰ） 重心</p> <p>イ 重度障害者支援加算（Ⅱ） 重度支援Ⅱ</p> <p>ウ 重度障害者支援加算（Ⅲ） 重度支援Ⅲ</p> <p>※ 重度障害者支援加算（Ⅱ）及び（Ⅲ）対象の障がい者で、行動関連項目の合計が18点以上の場合は、「重度支援18点以上」と併せて印字されます。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(2) 短期入所 (略)</p> <p>(3) 共同生活援助 (略)</p> <p>(4) 行動援護 (略)</p> <p>4～5 (略)</p>